

長 建 協 発 第 5 6 号
平成 2 3 年 4 月 2 8 日

会 員 各 位

社団法人 長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

「長崎県公共建築物等木材利用促進方針」の策定について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

国においては、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が昨年 1 0 月に施行され、国の基本方針が同年 1 0 月 4 に公表されました。

つきましては、長崎県においても、同法 4 条及び 8 条に基づき、県の方針が別添のとおり定められた旨、長崎県農林部長より通知がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。